

## 令和6年第3回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和6年9月11日（水） 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する請願  
           議第73号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
           議第83号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）  
           議第89号 令和5年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
           議第90号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（7名）
 

1番 魚 野 ル ミ 君	2番 尾 形 修 平 君
3番 鈴 木 いせ子 君	4番 菅 井 晋 一 君
5番 野 村 美佐子 君	6番 富 樫 雅 男 君
7番 高 田 晃 君	
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者  
       議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 委員外議員（1名）  
       上 村 正 朗 君
- 8 説明のため出席した者
 

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
総 務 課 長	長谷部 俊 一 君
同 課 参 事	田 中 和 仁 君
同課人事管理室長	川 崎 健 一 君
同課人事管理室係長	佐 藤 権 一 君
同課総務管理室副参事	本 保 敦 志 君
同課危機管理室長	矢 部 和 貴 君
同課危機管理室係長	松 田 康 成 君
同課情報管理室長	須 貝 正 人 君
同課情報管理室係長	真 田 富 久 君
財 政 課 長	榎 本 治 生 君
同課契約検査室長	立 花 強 君
同課契約検査室副参事	斎 藤 要 君
同課財務管理室長	成 田 大 介 君
同課財務管理室係長	鈴 木 郁 君
同課財務管理室係長	小 田 貴 文 君
企 画 戦 略 課 長	山 田 美和子 君
同 課 秘 書 室 長	石 井 美 紀 君
同課行政改革推進室長	五十嵐 博 君
同課企画政策室長	忠 康 博 君

同課デジタル化推進室長	高橋章宏君
同課地域交通政策室長	須貝直毅君
同課地域交通政策室副参事	天井啓喜君
会計管理者	大滝豊君
消防長	田中一栄君
消防本部次長	瀬賀誠君
消防本部総務課長	遠山泰紀君
監査委員事務局次長	太田尚美君
選挙管理委員会事務局次長	渡辺千春君
荒川支所長	平田智枝子君
神林支所長	瀬賀豪君
朝日支所長	五十嵐忠幸君
山北支所長	大滝きくみ君
都市計画課長	大西敏君
都市計画課参事	小野道康君

9 議会事務局職員

局長	内山治夫
次長	鈴木渉

(午前 9時58分)

委員長(高田 晃君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、請願第2号について請願者の意見を聞くこととしたので、請願の審査において協議会を開催して請願者から趣旨説明を受け、委員会再開後、審査日程どおり付託議案の審査をすることに異議なく、また議会申合せにより請願者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(高田 晃君)請願者代理人(むらかみ9条の会副代表 高木伸二君、同事務局長 相馬襄士君)を入室させる。

**日程第1** 請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する請願を議題とし、紹介議員(上村正朗君)から補足説明を受けた後、請願者代理人(むらかみ9条の会副代表 高木伸二氏、同事務局長 相馬襄士氏)から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

(補足説明)

上村 正朗 おはようございます。新緑会の上村正朗でございます。請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する請願について、簡単に趣旨説明をさせていただきたいと思います。請願の趣旨につきましては、本会議初日で詳細に説明させていただきました。また、請願者が本日趣旨説明においでですので、私からの補足説明は手短かにさせていただきます。ガザ地区では、既に4万人を超える犠牲者が出ており、そのうち1万6,000人以上は女性や子供たちが犠牲となっています。一方のイスラエルでもハマスによる人質の解放を求める人々が即時停戦を訴

えて、ゼネラルストライキを含む抗議行動を行っている」と報道されています。ガザの住民にもイスラエルの人質もこれ以上の犠牲者を出すことがないように、村上市議会、そして村上市民の声を関係の国々、関係の機関に届けたいと思っております。総務文教常任委員会の皆様には、本請願の趣旨をお酌み取りいただき、ぜひとも御賛同賜りますことをお願い申し上げます、紹介議員としての補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（高田 晃君） 暫時休憩を宣する。

（午前10時03分）

---

（午前10時16分）

委員長（高田 晃君） 協議会の開会を宣する。

（審 査）

高田委員長 これから審査に入ります。初めに、自由討議を行います。自由討議はございませんか。

（自由討議）

野村美佐子 今説明もありましたけれども、やっぱりこれは国際司法裁判所でもジェノサイドという位置づけなのです、虐殺みたいな感じの。だから、本当にとりわけてガザ地区のこのやり方に対して私たちとしても、一地方ではありますけれども、やっぱり声を上げていくべきだなというのをつくづく感じていますので、皆さんも多分同じような気持ちだとは思いますが、それを踏まえて審議できたらいいなと思います。

尾形 修平 先ほども申し上げましたけれども、私どもこの平和な日本に住んでいて、世界の、パレスチナのガザ地区でこのような状況が続いているというのは本当に報道でしか見聞きできない状況でありますけれども、今回請願者の思い、私ども一市民としての思いも私は一緒だと思いますので、この請願に関しては私は賛成したいと思えます。

菅井 晋一 請願の趣旨に同感しますし、賛成したいと思えます。イスラエルでも反対の声が市民からいっぱい上がっていますし、私ども直接手を差し伸べることはできませんが、こういう地域の声を立てていくということは、それはできると思えますので、ぜひ請願を立てていきたいと思えます。以上です。

鈴木いせ子 私もテレビを見ていても切なくなるような現状を見ておりますので、ぜひ賛成して、出したいと思えます。

魚野 ルミ 私もやっぱり同じく、命の重さはどこにいても誰でも同じなので、少しでも早く、一人でも助けられるように声を上げていきたいと思えます。

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり自由討議の後、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、請願第2号は、起立全員にて採択すべものと決定した。

事務 局長 ただいま採択すべきものと決定いただきました請願につきまして、最終日に議員発議をしていただく運びとなります。つきましては、本市議会の様式にのっとり、成文化したものを準備いたしておりますので、お帰りの際に委員の皆様様の御署名をお願いいたします。以上でございます。

委員長（高田 晃君） 暫時休憩を宣する。  
（午前10時19分）

委員長（高田 晃君） 理事者を入室させる。

委員長（高田 晃君） 委員会の再開を宣する。  
（午前10時29分）

**日程第2** 議第73号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務 課長 おはようございます。それでは、議第73号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。本案は、令和6年、本年12月2日から実施されますマイナンバーカードと健康保険証の一体化により、マイナンバーカードを用いて被保険者情報を確認する事務を条例の別表に追加するなど、所要の改正を行うものであります。以上でございます。

（質疑）

菅井 晋一 お尋ねします。個人番号って今まで一番重要なもので、大事に扱われてきたのかなというふうに思っています。それほど重要なものなことなのですから、こうやって市の個人に関わる仕事に、あらゆる仕事に今度それを使えるようになるわけなのですから、そうするとごく普通の住所氏名と変わらないような感じがするのですけれども、でもやっぱり重要なものだと思いますので、この取扱いに今まで以上に気を配って取扱いするような何か決め事とか、そういうものというのは特にありますでしょうか。

情報管理室長 このマイナンバーにつきましては、当初平成28年の頃に国からマイナンバーを取り扱うに当たりまして、規則と運用を厳しくしなさいということが通知が来ております。各課におきまして、取扱いにつきましては規定を設けて使っておりますので、そこは崩れておりませんので、問題ないかと思っております。以上です。

菅井 晋一 よく個人情報が出て問題になっているケースあるのですけれども、恐らくそういうことも今後考えられると思うのです。考えられるは失礼な話ですけども、特に今まで以上に厳しく罰するとか、そういうことはないですか。

総務 課長 市の業務、当然菅井委員よく御承知のことかと思いますが、マイナンバーに限らず個人情報をあらゆる部署で扱っております。あらゆる部署で扱っているがゆえに、非常に精神的、神経を使う部分であります。そうはいつても、人間ですので、何かの拍子にということはないわけではもちろんないというのが今までの実績なのですけれども、そういった事例があるごとに、通知、それから各課とのまた業務の打合

せ、再発防止、そういったことをなるべく時間をかけてやるようにしておりますので、今後もそのような体制で行っていきたいと思っております。

菅井 晋一

よろしくをお願いします。恐らくこの個人番号を使うことによって、DXといいますか、やっぱり仕事の効率性とか、随分高まるのかなというふうに期待しております。それで、この春に身内がちょっと亡くなって、死亡届を出しに行きました。そうしたら、4か所回って、紙で同じようなことを書くのです。せめて死亡届はワンストップでできるような、そういうような、マイナンバーを使って業務を効率化するのであれば、早々にそういう効率的な市民サービスができるようなことを進めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

総務 課長

今ほどのお話、市のほうでおくやみワンストップサービスということで今後運用を開始する予定にしております。詳細につきましては、情報管理室の室長から答弁いたさせます。

情報管理室長

ただいま課長から説明がありましたおくやみワンストップというものを今検討しております。主に、まだ詳細はこれからになりますが、市民課の窓口から動かないで、職員が入れ代わり立ち代わりで対応するというような状況でございます。詳細は今後決めていきますが、なるべく市民の負担のないように進めていくという状況であります。以上です。

野村美佐子

この条例制定で、マイナンバーで市が運営するというのは分かるのですがけれども、市民のほうから、例えばこの条例が通ってマイナンバーで管理するようになった場合、まだマイナンバーカードが7割、8割っていつている状況なのですかけれども、それを提示するとか、そういう機会が増えるとかということありますか。保険証にも合体するとか、こういういろんな情報が入ってなると、持ち歩かなければいけない頻度が増えると危険性も増すような気もするのですがけれども、これはマイナンバーの管理だけで、個人が提出する機会が増えるとかということには連動しないですか。

情報管理室長

このたびは保険証一体化に伴うのですがけれども、今ほかの事務におきましても、例えば住民票を省略するとか、マイナンバーを利用して住民票を提出不要とするとか、こういった利便性を上げるものでございます。御存じのとおりマイナンバーカードは、住所、名前と、あと本人確認にも利用しておりますので、機会が今後増えていくのではないかなと思いますが、今のところ保険証一体化になって、どれくらいの影響があるかというのは今所管課で調整しているところでございます。以上です。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第73号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第3**

議第83号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(総務課長 長谷部俊一君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務 課長

それでは、議第83号でございます。令和6年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第1号)になります。補正予算書のほうの1ページになります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,140万円を追加し、予算の規模を4億7,540万円とするものであります。7ページ、8ページをお願いいたします。補正の内容でございますが、まず歳入におきまして、第4款繰越金で前年度繰越金1,140万円を計上いたしました。次のページ、9ページ、10ページをお願いいたします。歳出におきましては、第1款総務費で施設管理費1,140万円を計上いたしました。不足の見込みから、朝日地区及び神林地区の維持管理経費、修繕料について追加するものであります。以上でございます。

(質疑)

尾形 修平

これ本会議初日で質疑した案件だと思うのだけれども、今回朝日と神林なのですが、山北地区というのは来年度以降予定があるということでしょうか。

総務 課長

今年間の不足見込額を見ましたところ、朝日と神林地区ということで不足が見込まれたということで、山北については今回補正の必要がないという判断でございました。来年度以降のことはちょっとまだ分かりません。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第83号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 日程第4

議第89号 令和5年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長(財政課長 榎本治生君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

財政 課長

おはようございます。それでは、議第89号 令和5年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。決算書の238、239ページを御覧ください。初めに、歳入であります。第1款財産収入は土地開発基金の運用利子収入であります。続いて、第2款土地開発基金借入金9,501万2,301円は、村上駅周辺まちづくり事業の用地取得に係る土地開発基金からの借入金であります。第3款諸収入はございませんでした。第4款繰入金では、土地開発基金へ積み立てるための財源として、6,900万円を一般会計から繰入れを行いました。続きまして、次のページ、240、241ページをお開きください。歳出につきましては、第1款1項1目土地取得費9,501万2,301円は、村上駅周辺まちづくり事業の用地取得に係る土地購入費と補償金であります。民間の土地所有者2名から3筆の土地を購入し、併せて敷地内の住宅や工作物などについて補償を行ったというものであります。次に、2款1項1目土地開発基金費の土地開発基金積立金6,902万1,497円は、一般会計から繰り入れた額と併せて、基金運用による利子収入について基金に積立てを行ったものであります。

す。3款の予備費については、使用はございませんでした。次のページ、242ページをお開きください。実質収支についてであります。歳入歳出ともに総額で1億6,403万4,000円となっております。以上でございます。

(質 疑)

菅井 晋一

土地開発基金のことをちょっとお尋ねしたいのですけれども、決算書でなくて大変申し訳ないのですが、決算の附属報告書というのがありまして、そこに基金の運用状況が載っている表があるのですけれども、これを見ると、昭和63年、平成元年あたりの基金に土地で持っているやつがあるのですけれども、いまだに何十年も塩漬けになっているという、その辺の状態といたしますか、どうしてこういうことになっているのか教えてください。

財政 課長

土地で持っている、昭和63年から平成4年まで都市計画の街路関係の土地ということが残っておりますが、これ都市計画道路のということで当時先行取得ということで購入した土地でありますけれども、都市計画道路のほうが進まないというようなことで、このまままだ土地開発基金のほうで持っているというようなことになっております。

菅井 晋一

そういうことだとは思いますが、都市計画道路の事業が進まないということなのでしょうね。もう一つ、瀬波温泉地域の活性化施設整備事業、これは1億円もの大きなものなのですか、これはどこのどういう施設のことなのでしょう。

財政 課長

これは、瀬波温泉にあります、いわゆる旧香藝の郷美術館の土地建物になります。

尾形 修平

241ページの土地取得事業経費、土地購入費と補償費のうちちょっと詳しい内訳を。

都市計画課長

対象者がお二人でありまして、土地につきましては、合計で2,043.4平米でございます。その土地についての購入費が2人分で5,624万9,140円になります。補償金につきましても、お二人分でありまして、建物、立木、舗装等の補償費になります。

尾形 修平

今計算機を持っていないので、簡単に坪単価でもいいし、平米単価でも、どのぐらいになっているのか。

都市計画課長

筆によって単価が違っており、一概に言えませんが、低いもので平米2万6,000円から2万8,000円、そして3万円と単価としては3つございます。

尾形 修平

了解しました。

鈴木いせ子

私も同じところを聞こうと思ったのですが、2軒だけが残っておりましたのですが、それで9,500万円はどうしたのかなと今思っ、隣の委員が聞きましたけれども、やはり2軒分の金額ですか、これは。

都市計画課長

対象者はお二人になりますが、建物としては1棟と、あとは立木と舗装になります。

鈴木いせ子

高いものだなと思うのですが、2軒で何千万円というのは、非常に無理してお願いした結果もあるのだらうと思うのですが、その分だけの金額なのですね。

都市計画課長

1軒のお宅のほうは小屋もございますけれども、建物は1棟でありまして、こちらにつきましては正式に不動産鑑定士による鑑定結果と、あとは用地補償の免許を持っている方が正式に用地補償ではじいた金額により補償の交渉をして、契約をさせていただいております。

尾形 修平

今たまたま都市計画課長答弁しているのですが、あれなのだけれども、そうすると今回この契約条件でいくと、今後病院跡地の購入にもこの単価に近い金額が反映されるとなると、坪10万円というふうに考えると、かなりの金額になるなと思うのだけ

れども、参考としてその辺聞かせていただければと思います。

都市計画課長 残っております民地、もう一棟ございますけれども、そちらは今と同じような考え  
方になりますが、今のお話は多分JAさんの大きな部分の土地のことをおっしゃっ  
ているのかと思いますが、そちらにつきましても不動産鑑定をした形でJAのほう  
との交渉ということになります、大きな土地になりますので、一概に今の単価が  
そのままというような形にはならないと思いますし、JAさんのほうにも交渉の中  
ではこれまでの経緯を考えた上で向こうのほうに検討していただくということに  
しておりますので、一概にそのままの単価になるということではございません。

野村美佐子 あと1軒あるというのは、購入する予定があるという意味でしょうか。  
都市計画課長 今現地の方も御覧いただいたと思いますが、広く更地になっておりますが、1軒  
だけまだ残っている土地がございます。そこを買わないことには、きれいな今の考  
えております私どもの土地利用には支障になりまして、どうしてもその部分は購  
入しなければならないということで、私どものほうでも、また調査費のほうをこの  
たびの補正に計上して、今後購入させていただく予定としております。

野村美佐子 すみません、私見ていないので、的外れかもしれないですけども、まだ議員にな  
る前に傍聴したときに、縦と横の丁の字に道路を造るので、どうしてもその民地が  
必要なので、1億円以上するのだけれども、購入するというような説明だったと思  
うのですけれども、今道路が1本になりましたよね。そういう計画の変更等をして  
も、まだまだ買わなければいけないような状況なのでしょうか。

都市計画課長 道路を2本通すから必要だということではなく、あの一帯を有効利用するために、  
御覧いただいたあの番丁1号線という道路に接するところまできれいに結ばないこ  
とにはきれいな利用が描けないということで、厚生連の土地の北側のほうを買収さ  
せていただくということで、それにつきましては、あの丁字になっている道路につ  
きましても、今まで行ってきましたワークショップ等の意見であったり、あとは一  
番大きな交通量の問題があったのですが、あの丁字になる部分の片方の道路を造ら  
ずとも、交通のほうは賄えるということで、丁字のほうの道路を縦の一本道路に変  
更したといういきさつであります。あと、先ほど私1棟残っておりますというふう  
に、今後購入するところはお二人の方まだ1軒建物と、その脇の土地がございまし  
て、お二人になります。建物1棟と舗装の用地を購入するという計画であります。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立  
による採決を行った結果、議第89号は、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

---

**日程第5** 議第90号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題  
とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 それでは、議第90号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて御説明いたします。本会計は、主に山北、朝日、神林地域の告知端末テレビ再送信テレビ放送に係る情報通信施設の維持管理等に要する経費であります。令和5年度の歳入決算額は2億6,736万6,247円、歳出決算額は2億5,582万291円、差引き1,154万5,956円は令和6年度へ繰越しをいたしました。決算書247、248ページをお開きください。主な項目になりますが、初めに歳入、1款分担金及び負担金ですが、情報通信施設負担金として、新規加入の方に納入いただいているものになります。次に、2款使用料は情報通信施設使用料として加入世帯等から納入いただいたものであります。3款繰入金ですが、これは一般会計からの繰入金になりますが、山北地域の工事請負費や告知端末機の借上料などの歳出の減により、令和4年度決算と比較して4,000万円ほどの減となりました。5款は雑入になりますが、備考欄1、光伝送路等貸付料はNTT東日本ほか3業者への光回線の貸付料であります。また、備考欄2、消費税還付金は令和4年分の消費税確定申告による還付金であります。6款市債ですけれども、こちらは放送設備更新実施設計などに係る借入れであります。ページめくっていただきまして、249、250をお願いいたします。次に、歳出になります。1款1項1目総務費の一般管理費については、情報通信事業全般に係る管理経費、また職員人件費になります。備考欄1の情報通信事業一般管理経費は、令和5年度実施の情報料金収納システム更新の業務委託による増などにより、令和4年度と比較し、850万円ほどの増となりました。次に、2目施設管理費になりますが、3つの地域ごとに維持管理経費を分けて経理しております。備考欄1、山北地区施設維持管理経費は、令和4年度決算と比較し、2,700万円ほどの減となっております。工事請負費や告知端末機の再レンタルなどによる減が主な理由となっております。備考欄2の朝日地区施設維持管理経費については、ほぼ前年度並みとなりました。次のページをお開きください。備考欄3、神林地区施設維持管理経費は、令和4年度決算と比較し、3,300万円ほどの減となっております。令和4年度が災害による修繕が多かったことや告知端末機の再レンタルによる借上料などの減が主な理由となっております。次のページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、こちら記載のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。以上でございます。

(質 疑)

尾形 修平 これ朝日、神林、山北の3地区なのだけでも、普及率というのは100%でいいのですか。

情報管理室長 当初一番最初に始めた朝日地区は、ほぼ普及率100%と考えておりますし、山北とか、またテレビ見れる、見れない地区がございますので、神林地区はもう一番最後なのですが、100%ではなくて……すみません、数字を申し上げます。山北地区が98.1%、朝日地区が91.4%、神林地区が78.9%になります。

(「もう一回言ってくれる。申し訳ない」と呼ぶ者あり)

情報管理室長 いま一度。山北地区ですが、98.1%、朝日地区ですが、91.4%、神林地区が78.9%となります。以上です。

尾形 修平 基本的には全部100%なのかなと思っていたのだけれども、神林が群を抜いて低いというのは何か理由があるのですか。

情報管理室長 神林地区につきましては、こちらテレビ再送信とかもあつたりもしたのですけれど

も、加入しない方というのも選べるようにしたのです。その関係で、任意にした関係で若干、一番最後に整備した関係で任意に入れることができるようになったために入らないという方もいらしたという部分があると思います。

菅井 晋一 248ページ、同じところですが、使用料の収入未済額が416万円ということで、調定額の5,500万円に比べて取れないのが余計なような気がしますけれども、徴収方法とか、その辺はどのような形でやっていますか。

情報管理室長 こちら各支所のほうで一応収納対策を行っておりまして、訪問いただいたり、または分納等をさせていただいております。本来であればサービス停止という方法もございましたが、告知端末というのが災害関係で止めた場合、避難ができなくなるということでございまして、本来滞納者についてはサービス停止も考えるべきところではございましたが、そちらができなくて、ずっと同じ方がたまっているような状況が見られます。以上です。

菅井 晋一 かつては基本的にはN T Tの使用料っていいですか、電話料と一緒に引かれていたような記憶がありますけれども、それは今もそのままやっていますか。

情報管理室長 こちらはN T Tの代行収納というものだったかと思いますが、そちらのサービスが止まっております。ちょっと何年か忘れたのですけれども、そちらがなくなったことによりまして口座振替への振替という形になりまして、一部口座振替しても入らない、また納付書に変わったことによって入らないというものが原因になっているかと思えます。

菅井 晋一 よく分かりました。口座振替にすると、口座に入れておかないのですよね。そうすると、やっぱり直接給料日とかに取りに行かない限り払わないことになってしまうのというのはよく分かります。ちょっと大変でしょうけれども、収納の努力もしていかないとなかなか未納分は取れないので、その辺工夫して頑張ってもらいたいと思います。お願いします。

総務 課長 御指摘ありがとうございます。先ほどのN T Tの代理収納につきましては、以前やっておったのですけれども、現在口座振替になっているということで、その時点で収納率が下がるのではないかということで心配されたのですが、その影響は実際はなかったというふうに承知しております。実際今各支所のほうで収納のほうを事務やっておりますが、今ほどいただいた御意見も当然含めまして、また対策を検討していきたいと思っております。以上です。

政 策 監 今ほどのこちらの収納率、低いのではないかというお話なのですけれども、収納率の向上について、今各課連携して財政健全化集中取組期間の中で収納率向上という取組を一つ入れております。その関係でこちらの総務課の分も含めて、税務課などと関係課一緒になって収納率の向上に取り組んでおりますので、その点ちょっと報告をさせていただきます。以上でございます。

鈴木いせ子 少なくなったのは、2人家族の家が多くなったのです。放送されていることが、おら関係ないのだなという所帯の人が、いろんな人、俺やめてもいいろか、いせ子、なんていう人が何人も聞いたものですから、そういう家族構成もあって、これ滞納しているのではないかな。よく調べたほうがいいと思います。

高田委員長 答弁は。

鈴木いせ子 答弁はいいです。

尾形 修平 今の件なのだけれども、これ見ると未済額はあるけれども、不納欠損がゼロということで、少なくとも5年間が経過した中で不納欠損が生じていないということだと

思うのだけれども、これは今の新しい告知端末に変えてからは発生していないという理解でいいのですか。

総務 課長 今告知端末、タブレットのほうという関連のお話かと思いますが、直接タブレット以降の関係で不能欠損が出ていないとか、そういうことではございません。不能欠損としての計上が今回なかったということです。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第90号は、起立全員にて原案のおり認定すべきものと決定した。

○以上のおり本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（高田 晃君）閉会を宣する。

（午前11時07分）